

仕様書

1 貸借の名称

(一括) 令和8年度市民協働センターほか67施設自動体外式除細動器 (AED) 貸借

2 貸借の場所

市民協働センターほか67施設 (別表のとおり)

3 物件ごとの貸借期間

グループA 物件番号1~40 (41式) 令和8年4月1日から令和13年9月30日まで
グループB 物件番号41~68 (28式) 令和8年6月1日から令和13年9月30日まで

4 支払方法

月払い (詳細は契約書第5条のとおり)

5 AED貸借仕様

(1) 機器

・ AED一式の構成内容

① AED本体 (バッテリー及び標準的な付属品を含む)	1組
② 成人・小児共用の電極パッド	2組
③ キャリングバック・キャリングケース等	1組
④ レスキューキット (はさみ、ひげそり、タオル、手袋)	1組

- ・ 小児対応ができ、容易に成人用と小児用の切り替え等が行えること
- ・ 日本語の音声アナウンスによる、AEDの操作ガイドが行われること
- ・ バッテリーは70回程度の除細動または、動作時間2時間程度を有すること
- ・ 日常点検として、AED本体、電極パッド、バッテリー容量等についてセルフテストを行い、使用可能な状態であることを、表示により目及びWEB上で確認できること
- ・ 心電図などのデータの保存・出力ができること。
- ・ スタンバイ (待機) 時の温度条件が摂氏0度~50度を満たすこと
- ・ 日常点検結果 (電極パッド使用期限、バッテリーの残量) をWEB上で確認でき、AEDの異常時などに登録したメールアドレスに情報の送信できる遠隔監視システムが利用できること

(2) 参考機種

- ・ AED3100 (製造元: 日本光電工業(株))
 - ・ ハートスタートFRx+ (製造元: (株)フィリップスエレクトロニクスジャパン)
- ※上記機種以上の性能を有すること

6 保守業務

貸借期間内において、消耗品 (バッテリー、電極パッド) の無償交換、また、機器に異常が生じた際の対応など、常時、正常に使用できる状態を保つこと。ただし、機器を使用した際の消耗品の交換は除く。

7 その他

- (1) 納品場所は、市民協働センターほか67施設 (別表のとおり) とし、納品時にAEDをセットアップして引き渡すこと。
- (2) 引き渡し時に取扱説明書等を添付するとともに、借借人が必要とする場合、使用方法等についての説明を行うこと。
- (3) 各施設及び所管課からAEDに関する質問等があった際には、回答の対応を行うこと。
- (4) AEDについて、契約期間中に盗難等の事故があった場合 (借借人の故意又は過失による場合を除く) には、代替器 (バッテリー、電極パッド含む) での対応可能な措置を講ずること。
- (5) AEDを使用する事例が生じた際には、保存された心電図などのデータを紙媒体に印刷したもの又はPDFファイル形式によるデータのいずれかを借借人へ無償提供すること。
- (6) 貸借料にはAEDの引渡しの際に要する調整等の費用を含むものとする。
- (7) 貸借人は、必要と思われる事項について事前に借借人と協議し、指示を受けること。
- (8) 機器の梱包材等は、借借人が責任を持って処分すること。
- (9) 契約期間の満了後は、速やかに機器を撤去し、撤去に要する費用は借借人の負担とする。
- (10) この仕様について疑義が生じた場合は、借借人へ連絡し指示を受けること。